

第 13 回新潟大学認定再生医療等委員会議事要旨

- I 日 時 平成 30 年 9 月 12 日（水） 16:00～16:40
- II 場 所 病棟 12 階小会議室
- III 出席者 寺井委員長，中田委員，牛木委員，川瀬委員，追手委員，井越委員，宮坂委員，若槻委員，種田委員，西川委員（10 名）
- IV 申請者 望月特任助教（整形外科）
星名副部長（インプラント治療部）
- V 陪席者 横山専門職員，横野課員（2 名）
- VI 配付資料
（会議資料）
参考資料 関係法令等
本院における再生医療等に関する記録及び試料の保存期間の取扱いについて
（資料 3）
（本審査資料）
再生医療等提供計画「多血小板血漿（Platelet-rich plasma:PRP）を用いた組織修復」（定期報告）
再生医療等提供計画「自己多血小板血漿（PRP）を併用する顎骨の骨造成」（定期報告）

議 事

【審議事項】

1 再生医療等提供計画「多血小板血漿（Platelet-rich plasma:PRP）を用いた組織修復」について（定期報告）

寺井委員長から、本委員会あてに提出のあった「多血小板血漿(Platelet-rich plasma:PRP)を用いた組織修復」に係る再生医療等提供状況定期報告書等について説明があり、本審査資料に基づき、各委員の間で種々意見交換が行われた結果、委員全員の一致をもって承認とした。

なお、以降の報告については、次回定期報告までに実施症例が 10 症例に達した時点で行っていただき、次回定期報告までに 10 症例に満たない場合は、定期報告を行っていただくこととされた。

2 再生医療等提供計画「自己多血小板血漿（PRP）を併用する顎骨の骨造成」について（定期報告）

寺井委員長から、本委員会あてに提出のあった「自己多血小板血漿（PRP）を併用する顎骨の骨造成」に係る再生医療等提供状況定期報告書等について説明があり、本審査資料に基づき、各委員の間で種々意見交換が行われた結果、委員全員の一致をもって承認とした。

3 本院における再生医療等に関する記録及び試料の保存期間の取扱いの変更について

寺井委員長から、本院における再生医療等に関する記録及び試料の保存期間の取扱いについて、自家である場合は10年の保存期間としていたところ、他機関が主施設となる多施設共同研究に参加する際に、30年の保存期間を求められたこと、及び関東信越厚生局及び東北厚生局の協議の結果、主施設を所管する厚生局の見解に従うよう指示があったため、多施設共同研究に参加する場合に限り、保存期間を主施設の取扱いに準じるよう取扱いを変更したい旨の説明があった。

その後、資料3に基づき、各委員の間で種々意見交換が行われた結果、委員全員の一致をもって承認とした。

4 その他

- (1) 寺井委員長より、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の改正に伴い、同一医療機関外の委員を増員する必要がある旨の説明があり、施行規則公布後に要件確認の上、病院長と相談し委員を選定していく旨の報告があった。
- (2) 中田委員より、当院で実施中の第2種再生医療「培養自家骨膜細胞を用いた歯槽・顎骨再生」について、九州大学特定認定再生医療等委員会への定期報告の進捗について、報告があった。